

# 特別加入に関する給付基礎日額の改正等について

## 契機

- 先般の在アルジェリア邦人に対するテロ事件を踏まえ、内閣官房は、本年3月より「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」を開催し、本年4月に報告書を取りまとめた。
- 同報告書には、労災保険制度について、（財）エンジニアリング協会からの提言等を踏まえ、「労災保険制度の適用拡大」が記載されている。
- また、（財）エンジニアリング協会から、海外派遣者の給付基礎日額の上限の引き上げ等の提言を受けたことから、以下の改正を行う。
  - （1）特別加入者の給付基礎日額の上限を引き上げること。
  - （2）特別加入の申請について、簡素化を行うこと。

## 内容

### (1) 特別加入者の給付基礎日額の改正について

- 特別加入者の給付基礎日額については、特別加入者の給与の実態や本体給付の給付水準との均衡を踏まえ、改正してきており、直近改正は平成7年（上限額16,000円→20,000円）である。
- 海外派遣者の給付基礎日額については、厚生労働大臣が労働者の賃金その他の事情を考慮して定めることとしており、その上限は20,000円となっている（中小事業主、一人親方等も同様。）※。

※給付基礎日額は、特別加入者に希望額を申請させた上、厚生労働大臣が決定することとしている。  
希望額は労災則第46条の20の規定により、3,500円、4,000円、5,000円、6,000円、7,000円、8,000円、9,000円、10,000円、12,000円、14,000円、16,000円、18,000円、20,000円のうちのいずれかの額によることとしている。

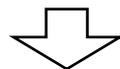
- 平成7年改正では、特別加入者のうち給付基礎日額の上限額を選択している割合が一番多い海外派遣者（当時上限額を選択していたものは、全体の35%）の平均年齢（当時平均41.6歳）を踏まえ、40歳から45歳未満の年齢階層別最高限度額※の水準（当時約20,085円）である20,000円まで上限額を引き上げた。

#### ※年齢階層別最低最高限度額

- ・年齢階層別最低最高限度額は、被災時の年齢や労働形態により生じた給付水準の格差が生涯にわたって固定される不均衡を是正するために設けられたものである。
- ・限度額の計算方法は、賃金構造基本統計における、下位5%（最低限度額）及び上位5%（最高限度額）の賃金月額を基に算定しており、当該限度額を考慮することで、特別加入者と本体給付の給付水準の均衡を図ってきたところである。

○ 今般、同様に現状を把握し、計算すると以下ようになる。

- ① 海外派遣者の現在の平均年齢は46歳であり、当該年齢の最高限度額は、24,472円であること、
- ② 最高限度額の最高額（25,013円）の年齢階層である50歳から55歳未満の海外派遣者も全体の15.8%を占めていること、
- ③ 給付基礎日額の上限額を選択しているものは、東京労働局においては43%を超えていること、
- ④ 海外派遣者の特別加入は、任意加入であり、保険財政も特別加入者間で均衡を図っているものであるため、給付基礎日額を選択の幅をできる限り広げておくことが望ましいこと、



給付基礎日額の上限を年齢階層別最高限度額の最高額（50～54歳の25,013円）の水準である25,000円まで引き上げることとする。

（参考）主要3都市（ニューヨーク、シンガポール、上海）35歳のモデル年収によると、平均年収900万円\*付近であり、海外派遣者の給与は相当高い水準にある。  
（※ニューヨーク勤務の場合、約800万円～1030万円（1US\$≒78～120円））  
（※給付基礎日額が25,000円の場合、年収換算=912.5万円）

- なお、給付基礎日額の下限については、最低保障額との差が500円内に収まるよう引き上げてきたところであり、現行、最低保障額3,950円に対し給付基礎日額3,500円であるため、今回は改定しない。
- 本改正の適用時期については、今年度の労働保険の年度更新は終了しているため、給付基礎日額の変更を希望する者は給付基礎日額変更申請書を提出して、翌年度（平成26年度）より変更後の給付基礎日額を適用する。（新規加入の者については加入時より適用する）

（参考）【中小事業主及び一人親方等の特別加入者等の給付基礎日額の改定等について】

- 従来から、中小事業主及び一人親方等の特別加入者の給付基礎日額については海外派遣者と同じ水準としているため、中小事業主及び一人親方等の給付基礎日額も海外派遣者と同様に改定する。

## (2) 特別加入の届出の簡素化について

- 海外派遣者の特別加入申請にあたっては、申請書に派遣先事業に従事する派遣予定期間を記載させており、また、派遣予定期間に変更があった場合には、加入者に変更届を提出させている（告示事項）
- 派遣予定期間の記載については、保険料の徴収状況や特別加入者の脱届状況を突合せ※、特別加入者の保険関係の適切な管理に活用しているところ。  
※派遣が終了しているが、脱届が届出がなされていない場合に、派遣予定期間を確認した上、脱届の提出を求める等している。
- 一方、特別加入者にとっては、派遣予定期間の短縮・延長は頻繁に行われており、そのたびに変更届の提出が必要となることから、手続きが煩雑となっており、届出の簡素化が必要である。



特別加入申請書及び特別加入に関する変更届に派遣予定期間は記載しないこととし、派遣予定期間の延長に伴う変更届の提出を不要とする。

- なお、この簡素化は11月中にシステムの稼働を予定している特別加入者の告示様式のOCR化に併せて行うものとし、この他、OCR化に併せて、所要の措置を講ずる。

### スケジュール

- 給付基礎日額の改正については、今後の事務手続も考慮しつつ、なるべく早期に実施する。  
（9月1日施行）
- 特別加入の届出の簡素化については、システムの稼働に併せ、告示様式の改正を実施する。  
（11月中施行）